

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十三号）（建築課）

一 改正の要旨

浄化槽法及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部改正に伴い、引用する省令の題名を変更するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日